

滞在先での不在者投票用

滞在先での不在者投票のしかた

1 不在者投票に必要な書類の作成

選挙管理委員会から『期日前投票・不在者投票宣誓書（兼請求書）』を取り寄せて、必要事項を記入してください。

※串本町ホームページからもダウンロードできます。

※送付先はできるだけ詳しく記入してください。

（〒〇〇〇-〇〇〇〇 和歌山県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇駐屯地〇〇教育〇〇宿舎など）

2 不在者投票用紙等の請求

『期日前投票・不在者投票宣誓書（兼請求書）』を串本町選挙管理委員会へ送付してください。（封筒に赤字で『選挙事務』と記載してください。）

※『入場券』がある場合は、その『入場券』も同封してください。

○送付先 〒649-3592 和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台 690-5
串本町選挙管理委員会 宛

※請求は告示日（4月8日）の前からできますので、お早めに請求してください。

【注意】

串本町から他市区町村に住所を移転されている方は、投票することができません。

3 不在者投票用紙等の交付

『宣誓書兼請求書』に記載された『送付先』へ、投票用紙等が郵送されます。

※ 同封のビニール封筒は開封しないでください。

4 最寄りの市区町村選挙管理委員会で投票

上記の投票用紙等の入った封筒を滞在先の選挙管理委員会（市区町村役場内）にそのまま持参してください。係員の指示により投票を行います。

※不在者投票のできる時間

- ・滞在先市区町村が選挙期間中でない場合 滞在先市区町村の勤務時間内
- ・滞在先市区町村が選挙期間中の場合 午前8時30分～午後8時

5 不在者投票の送致

不在者投票を行った市区町村の選挙管理委員会が、串本町選挙管理委員会へ投票用紙を郵送し、投票日に投票所の投票箱に投函されます。

【お問合せ先】 串本町選挙管理委員会（役場総務課内） 電話 0735-62-0555